

富山県発明とくふう展内容説明書 (審査・展示用)

(第55回)

(1) 企業の部

受付
番号 57

ふりがな	さいふうきのうぱっけーじ			
作品の名称	再封機能パッケージ			
ふりがな	あさひいんさつかぶしがいいしゃ	ふりがな	ありい	じゅんいち
会社名	朝日印刷株式会社	発明者名	有井 純一	
特許・実用・意匠の出願状況	■出願済み	出願・公開番号 特願 2017-124972	登録番号	外国特許他
特徴と要点 (必ずご記入下さい)				
【発明背景】				
<p>医薬品や食品のパッケージの中には、機械で中身を包装するシールエンドカートン型のパッケージがあります。(右図1参照) パッケージは、開封し一旦中身を取り出した後でも、保管に使用します。使用者にとって取り扱いがしやすい様に、簡単に開封・再封ができるパッケージが望まれています。今回の作品は、簡単な構造で再封機能を保有したパッケージの開発品になります。</p>				
【特徴】				
<p>1. 開封口を押し開けて開封し、再封する際は蓋面の裏側のフラップを折り返して先端部分をサイドフラップの隙間に差し込みます。</p>				
<p>2. 再び開封する際には、差し込んだフラップを上方に押し上げて開封します。</p>				
<p>3. 簡単な構造で従来のもの(右図2参照)より簡単に再封・再開封ができます。</p>				
<p>4. 従来のシールエンドカートンと同等の紙の使用面積で再封機能を付加することができ、新たな包装機械を導入しなくても既存の機械での対応が可能であると考えています。</p>				

略図、図面、写真等で、簡単に特徴を記入して下さい。(※太枠内でご記入ください)



図1 再封機能パッケージ (シールエンド型)

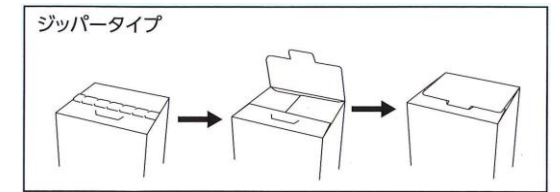
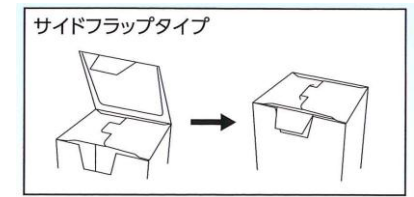


図2 従来のシールエンドカートンの再封方法

【再封方法】



(開封状態)



②先端のフラップを折り曲げ差し込む



①蓋面裏側のフラップを折り返す



③再封した状態 (フラップを押し上げて再開封する)

記載注意事項

1. 審査時は、この説明書が添付資料となりますので記載が不明確な場合は審査にもれることがあります。
2. 従来のもの(或いは方法)に比し、どこを(何を)どのように発明・工夫したか、要点を判り易く、図を用いた方が判り易い場合は図面(略図でよい)でご説明下さい。
3. 改良くふう箇所が多くある場合、要点をしばってご記入願います。